平成２１年（フ）第１７０８号
京都市右京区鳴滝松本町28―12　ハイツレスポワール１棟３階Ａ号室、住民票上の住所京都市東山区祇園町北側313番地６
債務者　佐藤　茂治
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２１６８号
京都府宇治市小倉町南堀池36番地の28
債務者　岡本　守生
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２３４８号
京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒28番地の２
債務者　灘　久美子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第１４２号
京都市山科区東野南井ノ上町６番地49
債務者　山内　　治
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第１３２号
栃木県宇都宮市新里町丁1186番地10
債務者　志尾　珠実
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２２年（フ）第１４２号
栃木県さくら市櫻野1153番地２、前住所栃木県宇都宮市塙田５丁目１番10号　パークサイドパレス303
債務者　村田　治夫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２２年（フ）第１４３号
栃木県さくら市櫻野1153番地２、前住所栃木県宇都宮市昭和２丁目９番15号
債務者　村田　憂子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２２年（フ）第１４７号
栃木県矢板市片岡2096番地96、前住所栃木県下都賀郡都賀町大字家中5802番地１　ルネス・ヴィラージュ206
債務者　堀川　次義
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２２年（フ）第３２号
栃木県下野市花の木１丁目５番３号
債務者　前原祐一朗
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
　宇都宮地方裁判所栃木支部
平成２２年（フ）第３３号
大阪府枚方市三栗１丁目26番16号、従前の住所栃木県小山市城山町２丁目５番30号　グランドハイツ城山502号室
債務者　中嶋　敬子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
　宇都宮地方裁判所栃木支部
平成２２年（フ）第３５号
栃木県栃木市沼和田町14番15号　リバーサイドマツモト202、従前の住所栃木県那須塩原市南郷屋３丁目140番地　南郷屋市住86号
債務者　寺内　昭子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
　宇都宮地方裁判所栃木支部
平成２２年（フ）第１５０号
川崎市幸区柳町18番地　第２両角荘103
債務者　高橋　政道
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２１年（フ）第１００号
石川県羽咋市島出町フ５番地
債務者　桝田　文子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月10日午前10時
　金沢地方裁判所七尾支部
平成２２年（フ）第８号
長野県佐久市塩名田1419番地、前住所長野県佐久市御馬寄584番地17
債務者　秋野ゆかり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
　長野地方裁判所佐久支部
平成２２年（フ）第１５号
長野県小諸市大字山浦559番地
債務者　山浦　重徳
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
　長野地方裁判所佐久支部